

資 料 提 供

平成 28 年 7 月 8 日
課 名 建設産業課
担当者名 西原
内線電話 3822
直通電話 082-513-3822

建設業者に対する監督処分について

次のとおり、平成 28 年 7 月 8 日に、建設業法に基づき建設業者の監督処分を行いました。

1 処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|----------------|------------------------|-------|-------|
| 商号又は名称 | 有限会社久一圧接 | 代表者氏名 | 久一 成幸 |
| 主たる営業所の所在地 | 広島市安佐北区落合一丁目 3-20 | | |
| 許可番号 | 広島県知事許可（般-24）第 31934 号 | | |
| 許可を受けている建設業の種類 | 土、と、石、鋼、筋、舗、し、水 | | |

2 処分に関する事項

| | | | |
|---|---|---------|-------|
| 処分年月日 | 平成 28 年 7 月 8 日 | 処分を行った者 | 広島県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第 28 条第 3 項（同条第 1 項第 2 号該当） | | |
| 処分の内容 | 営業停止命令 1 停止を命じる営業の範囲 建設業の営業の全部 2 営業の停止を命じる期間 平成 28 年 7 月 25 日から平成 28 年 8 月 4 日までの 11 日間 | | |
| 処分の原因となった事実 | 請負契約に関する不誠実な行為（粗雑工事等に関する重大な瑕疵） | | |
| <p>有限会社久一圧接は、広島県発注の広島県立三次高等学校武道場改築工事の下請負人として、鉄筋工事を施工するにあたり、溶接材料のラベルを偽造し、仕様書で定めるものとは異なる材料を使用したことから、建築基準法上の調査の必要性を生じさせた。</p> <p>その調査の結果、最終的に施設の安全性は確認されたものの、仕様書で定める材料を使用した場合と比較して工作物の強度を低下させ、元請負人との間の請負契約の不履行を生じさせた。</p> <p>さらに、当該工事の外にも同社が鉄筋工事を施工した多数の建設工事についても、同様に安全性確認のための調査が必要となる事態を生じさせたことから、社会的影響が多大であったことを勘案し、粗雑工事等による重大な瑕疵を生じさせたものと認められる。</p> <p>このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当する。</p> | | | |